# 能之圖

後日御
大乗院
御つれ
れさん
どき
一乗院宮
れさん
じき
仕丁
專當
頭屋休幕居
寺僧
衆徒
若僧
寺僧
御能
弓をとつし
ほうざれ
箱ふ
おさまう
かげ
さし
ちろを
引くれ
ひすだれ
のかがね
御代
ぞそ
月かかりれ
田楽
法師
能の
後
藝

一両御門主　寺僧供奉。其外諸役人　雑人

一御本殿入御　御神楽　八乙女　乱拍子等有之

一二十八日御旅所後日御能　猿楽座相勤之

頭屋之児二人東假屋へ出仕　寺中僧侶東西之假屋へ出仕　衆徒中門ニ立列　専當東側ニ座ス　仕丁。同東側ニ床机　仕丁二人西側御殿之階ニ禰宜出仕　圖あり

休幕屋を東の山の内ニ頭屋ゟ設け児寺中僧侶衆徒専當仕丁　各饗應あり

一大乗院御つぼね西の假屋へ御出仕　寺僧供奉

若宮神主　社家祢宜諸役人出仕

中門還の舞楽　散手　貴徳

一相撲十番　御幣二本　二人　素襖着　神前へ二行に進ミ奉

支證とて冠細纓老懸褐衣にて弓を持矢を

負ひ人神前の隅に

持ちて座して

立合と云なり

上座二人左右に円座持ちて立

下座二人左右に円座

| 支證上座 一人立 | 支證下座 一人座す |
| --- | --- |
| 右手 一人立 | 右手 一人座す |

御殿

相撲場

相撲場

大　コ

大　コ

此図ハ其ありさまを画　袋美布相撲の図を見る　手扇にあふぎ

相撲役人数多に手指とて紙をとらす。纓して

○口取 小揚児とて 口伝。弓袋 地別と曰 揚射手。一的を看る䩉的の前にて 祝并作法相立候る

一射手児ハ扇子にて儀式有 扇子うしろへ。はげかける 一二三の的を射る 数七五 三五

春日神者垂跡擁護之神故ニ也

放矢る事より内へ射る

勧請之神者放矢る事内より外へ射

流鏑る相撲人。諸方遊藝団諸士。諸役人退散

流鏑る日時に。神事にて競る勝負舞有之 是時神主 そのほか いろいろ。

陵王 納曽利 御仕ろし。かづけ まひとえよし

中門遷りとて。荒後御仕し。中門より立かへり城

是より夕座とえ 燎火 神事にて左右太子催ふく

○一乗院宮 東の假屋へ御お仕 寺僧供奉

り之圖
御奉行
東
三ノ的
二ノ的
長刀
野太刀
矢ノ根かりまた
矢ノ羽 四羽 翟之羽
的檜竪横 一尺八寸
儀式あり
とて
○弓場見
○地割
○弓場より
二五七五あり
年々
射手の児の数は
的数ちがひ。
この時
神前にて
陵王の舞
楽なり
御假屋

# 流鏑馬

退出の時。右童子これを見。御前へ投る
振鉾三節　東西の假屋より出て舞ふ
延喜楽　地久
萬歳楽
賀殿
臨時　祈願而有之は是れ。舞楽は此外に相舞
近年西池二壬辰年　央宮楽　敷手　有く
一細男　六人　神楽舞笑之　立烏帽子　白張　つゞしろ　數
二人座して笛を吹く。二人覆面を垂れ。腰鼓を付。片
手まてまつりしまて。御子舞子。退て座す。又二人
ふくめんを垂れ。右の袖を。掩て。立給ふ。立おわる。御子舞子退て
二之　反め[illegible]

同時に西の假屋にて 別當五所 權別當
三綱 饗膳あり 専當給仕 別當權別當
南に向て食す。神主ハ東に向ふ。三綱ハ北に向て食す

一 十列之兒四人 是ハ人でるを引也。神主の前を三反廻り退
出す 馭るの足とりふすし

社家左右方
祢宜二行 如圖

[illegible]

御殿 南向
西の上へ着ハ舞楽。東西の假屋にて相勤
・東遊・ 十列之兒四人舞之

一 馬長之兒 る上にて神主に三反廻り退出す
兒の笠に山鳥の尾をさし。其外に五色の細き紙手を付り。

笏拍子(しやくびやうし)すりし役(やく)ハ京がく人多氏(おゝのうぢ)ニ勤(つとむ)古例(こせい)の也
各(をの〳〵)楽の假屋(かりや)より出。神前の東側(ひがしのかハ)ニ立ならぶ
御幣(ごへい)拍手(ひやうしうちで)より寺侍(てらさむらひ)へ渡し。寺侍正面にて日使へ渡ス
日使奉幣(ほうへい)を捧(さゝぐ)　若宮神主。神前より出る。
御幣請取。神前祝詞(のつと)あり

一 傳供(てんぐ)之御供(ごくう)備進(びしん)も　御器(かわらけ)を楽の人数のもの方ニ居(す)へ　とりあハセ

東　社家(しやけ)祢宜(ねぎ)数人(すうにん)　日日日日
楽西二行ニ　日　日
おゐび一人で　日　日
傳供(てんぐ)も祢宜　日日　日
西

大こ　いわや　御幣(ごへい)祢宜(ねぎ)捧(さゝぐ)之

御殿南向

軾(ひざつき)　同
大こ　散米(さんまい)　同

十天樂(おつてんらく)

東西(とうざい)の假屋ニ奏(そう)之

并切埒之圖
若宮假御殿
大中臣社司氏人
若宮方祢宜
神主座
中臣社司氏人
十列の兒
後に東遊まふ
若宮神主
黄衣
右方伶人假屋
右方楽人
三の鼓
参詣の貴賤神前へ散銭を投ず
非人ひろひとる

# 御旅所奉幣

左方伶人の假屋
日使
黄衣
小鄕方
祢宜
副拍子
ひちりき
ふえ
陪従
日使
轟大鼓
赤衣
仕丁
南鄕方
祢宜
今春
中門
別会の五師
権別会
三綱
輿
四丁

一梅白杖　御幣戸上拍手中門ゟ入東の假屋間立列ス
一十列之児　日使ハ弁おゝるとゐて東へ通り假屋へ入
一陪從五人　二﨟弁おのる場中門の前より弁おに向ひ。るゝ而て篳篥笛音楽あり。東へ通り假屋へ
一巫女源宮御殿巫女。正面ゟ入。弁おをおし退く繼席をしく
一猿楽　来るを見けり。中門に埒を結ふ　竪三寸横二寸　杁の木皮付
今春座の長権の守。小刀に而て埒の結縄を切排き。中門に入り弁前を拝し東へ通り休幕居へ行
埒を切るに今春より勤る。非常の年ハ今春の長権守勤ム
日一座　弁前を拝し休幕居へ行。元八日能の先後鬮之ス
一日使　十列之児　陪從三人　笏拍子おうくとゐく　ひちりき

立るべき日にて。流鏑馬有し　警固の諸士鑓のあ
方に並ぶ。流鏑馬。相済退散して

一 頭屋と児聖寺。僧侶従者饗應有り。了て帰るなり

右松の下。御旅所。諸役人退散す

○御旅所神前之次第

一 二十七日未明より。御神前に御膳く供。社家禰宜が仕
御神楽の音や　ことす　松の下浮り。日使の御
幣ちおしの揚へ奉出とえて。神子役人退く

一 中門西の假屋へ別會五師。權別會。三綱二人が仕て
専當二人　立別 床机 東向　仕丁 別會五師。仕丁を以て諸る下知す

松の下乃まへより。次第に。神事を、進む

一 競馬弐双。松の下より。南の山際へ退散まで

昔時ハ。神事ありて。競馬の勝負ありし。因て今に神事なくて。伶人勝負の舞ありし。委ハ神事の記

一 野太刀 中太刀 長刀。神事ハ通り。中門西の假屋。南の軒に東より。立あへ流鏑る。お旅退散す

一 射手児随兵御師る場役 先より。東南の山乃内

一 休幕居へ入ル 従馬ハ残らず 南の山際より。退散

一 郷山 伊賀乃 高取 小泉乃将る。同く山際ハ退散ス

一 諸方の鎗 神事乃る場よ。東より南山よ二行に。

藝のすゑ人乃姫君に。仰ありて。芝田楽躍らせてコレ労
なるべしとぞ　高倉院の御宇安元二年ノ比り
一本朝年紀二十七　人皇九十七代光明院御宇。貞和五
年六月十一日四条河原にて。新座本座の田楽を合せ。
老若に命ありて。能をくらべさせ見物ありしとぞ
一庭訓卯月ノ状に。田楽あり　抄ニ山の法師の下部の
の仕わざなり。比叡山。坂本より始り。又秋田ゐんどんと
へ行て猿楽の真似をし。刀玉ととり。らんどしそ舞す
祭礼をほどかしとぞ
是より　春日若宮御祭禮行列圖中　松下別本　先達る都中以

ぞうろう。鳥獣けたものぬ゛又かれこれ歴々より献上もあり
し也。文明。明応。天正。年中。献上物。折紙等。拝
殿祢宜方に有しよし　白鳥　雁　鴨　鯛を升積之
御料所領　八木　百石　目五十石　残九五貫文
右外折紙数通之内出後略之
天正年中太閤秀吉公。大和一国の諸侍不残威を
ふるひ此を争ひ。威勢強きによって。一国諸士伊賀の国へ
国務。領封し已に残。彼国へ遣さる。爰に因て御祭禮
相勤む者なく。中絶くも絶なんとす。時に当国郡山城主
大和大納言豊臣秀長公　御舎弟　太閤秀吉公　御祭礼断絶を

三代実録
貞観十年
十二月廿五日
勅ヲ大和国
ニ下シ春日
ノ祭ノ参
社之時供奉
ノ騎兵四十人
執杖六十人
云云祭主人ト云
これらの事也

右一ノ御殿ハ開化天皇ノ御勧請也
残り二社ハ崇徳院御宇。長承元年ニ勧請也
一 領主人ト云ハ 昔大和国ノ地侍保延二丙辰年九月
十七日より執行今ニ到るまで。先規着古流あり
長川 長谷川 平田 葛上 乳脇 散在
是ハ其居住よりの名とあるよし 長谷川ゟ 平田村 葛上郡 あるひハ乳の方他国居住散在ト云
其以前ハ大和一国ノ諸士一郡二郡或ハ五村或ハ
七村を領じ。御祭礼を相勤。前日より。狩して鳥獣を
献上し。自身馬上。従士相具し。おのおのまへて宿もそ。故ニ大名
抔と云。境内広く。其柄厳しく柵とし。其本ニ献ぜる

随兵と同じ休幕居に入り。暫時して先達てか。太鼓を拍
まへ面に。ひかしらふる無し。松乃下の隠りをお鼓て待る
まより東面の山乃。休幕居に。一乗に入り。流鏑馬の時
装束を相待　御師二人。風折。赤き直垂石帯太刀ヱでお九

南大門交名捌所。各退散そ

三ノ鳥居東田楽法師。南大門より前。大宮前に西へ渡る。同一座
猶屋町黒門前　初宮大明神以前ゝて。一座ノ藝能
お勤む　今八東西の所ゝして相勤

初宮大明神

一ノ御殿　神祇官八神殿　三御殿　春日大明神
二御殿　伊勢大神宮　四御殿　住吉大明神

是神功皇后の御時。磯良の始まりのよし。藝能神なれは
山城國。離宮八幡社壇の左右に冠きたる人形の頭手の付たる
板あり。細男と云よし

一猿楽　今春一座。此下相勤　延世も勤しよし
南大門芝居の上へ出り。並びに雅衣の役者壹人で
孔あり　長柄の鳥　大きつき大き　脇 能り
素襖着。芝居のよへ出て　今春は飛出の舞も
長柄の鳥。是役者付そひ添る
金剛　保生　両座は。此下膳とめず早朝よりむぐに
金剛座は。奥掛る東南の陽。大湯屋へお仕し。松の下に勤

ゐる上来て篳篥笛音樂あり

一郷巫女　柳生村巫女　横井村八嶋源宮

奈良町巫女　数人ゐる上　下同

若宮拝殿巫女　八乙女　八人かる歩み日　下あり

前後より催まくよし。相役め老人相勤

後より絵地の金襴の袋に入れ笠。持添る　袋。錦きれは　寄進を

俗に大明神。御霊向の時かざしたる笠と云

一細男六騎　白御幣二本　素襖着二人　太鼓ゝ

白張立烏帽子。同壇下来て。ゐる上。笛鼓の藝能あり　ある

南風下く又。居住を　委不記下同

それより西へ南大門に並ぶ。衆徒の使をあひ待つ

南大門交名圖あり

壇下 専當一人 大行事ト云 七條袈裟 同一人 小行事ト云 五條袈裟 仕丁数人 赤衣

東 寺僧裏頭 八人 面裏頭と云なり

中 衆徒裏頭討刀 八人 後に数人あつかひ立

西 寺僧裏頭 八人

一南大門壇上

衆徒舊記をもて古礼を相守り、以仕丁下知く

第一番 田楽法師 來座 壇前に二行に立ならぶ

一座にて藝能相済、壇上へ中の壇がゝりのわきを一人で

衆徒寺僧の前を通り門の内へ入ル 花笠の法師

たる木沓履にて上る。老人より次を年ふ履くを先のより 田楽法師委だに記

同一座右同じく門の内へ入り、後に残り相済退参の後門より出る

名之圖
寺僧
衆徒
寺僧
陪従
伶人
笛
同
篳篥
同
同
同
小大刀
五十
同
梅の
白楉
御幣
公人
拍子

# 南大門交

従馬
百廿三疋
射手の児
大行事と云七條袈裟
同
小行事と云五條袈裟
専当
仕丁
赤衣
巫女
日使
十列の児
小忌衣
野太刀十
中太刀五
馬場役
八騎
一騎
三騎浄衣
大口
一騎
交名を
あぐる
長刀
十
長谷川
党

一献式々有之同休幕居入り

一同辰刻　社家　禰宜等。神殿守。神前へ出仕也

一同刻　別會五師。權別會　三綱　二条丹波　金門院伴与　積智院因懐　二人出仕

各轝にて。一人づゝ出仕之

別會五師。神前流式。南大門交名　松の下渡り

仕丁を以て下知也

一同　白殿巫女　神楽男　禰宜　小鼓　銅拍子　中青　素襖　烏帽子

其諸人。神楽を奏しける

一同巳刻　頭主人。射手児。随兵。従者。残太刀等にて。かく

橋本所方東へさるさはの池の如きりを。東へ坂を

一御旅所へ先達て備の楽人
一御殿御餝り御燈籠を納る 祢宜役 鼉太鼓
一御神前二行に立砂 植松 沙汰之 木守の役之 木守ハ役人 素襖
一御神楽所 御神楽 乱拍子 舞有之
一乗院宮此所へ
御供所假屋
細男假屋
神子假屋
假御殿
社家
若宮神主
鼉太鼓
東のかりや
西のかりや

火を禁ずる事　春日権現験記第廿上略　又人家に手なれよ。寶前の燈爐の火。一家ふきえてあり。されども明神。いそぎ給ふ時なれ。いそぎ給ふ時も。火をけしつる事ぞうんなりところ

○警蹕　警ハ戒肅。蹕ハ止ル行人ヲ　天子のおなり。人をいましめはらしめ。往来の人をとゞむるなり

○六道と　鹿陀羅とて　同御験記第六。春日の六道と云撰集抄西行法師。六道とす。又春日楼門の前よ地獄谷あり。近き比まで。修行の読人。六道說ありて。石をつみ重ね。あるを手向る事。今も是有す

大御神 御祈年御役 若宮神主。若宮常住の禰宜

守護し奉り。（此時火のあかりを禁ず）警蹕と。をゝと奉る。役人一同に

声を和す 御側 南郷 小郷 若宮禰宜 榊の枝

に紙を切かけ。手々に。差上げ。謹し奉る。山のごとし

次に 衣桁笠 次に 社家 次に 楽人 慶雲楽を奏し

六人より楽の拍子加ふ 太鼓。此坂村などよりお

来る数千人。をうと。声を和し常に引き點し

一 一乗院宮 御歩行 寺僧供奉す

一 大乗院御門跡 御歩行 同行

御迎の雑人。前後に。御供し奉る

一両門主御寺の僧 社外五ヶ屋へ参集せしめ。牙三度く
御案内く別。車やどりより。御神幸の供奉あり
一同丑く別。牙三度の。案内く後。社家禰宜并楽人
若宮ノ御神前へ。かく仕も御神幸く節一切燭
を禁じ消さしめ。若宮常住禰宜壇上の小石
高聲ニ牙三度の礼声と云聲とす。後楽人。
礼声を発て。又拝殿ニ向ひ。拝殿格子よりきこと
唱ふ 拝殿の内よりうけ祈と 唱人発ふ三度 格子よ
一牙一番 大燎り大松明 禰宜取之
御薫物 工器ニ継付 御神火焼之禰宜数十人

# 神幸之圖

# 御旅所御

落つ。鹿茸生ずれバ。夏小刀にて切りかけて。爪ハ犬猿と違ひ
悪気なく。人を見知れども。恩讎の心なし。切りてとりたる跡之
春日大明神。常陸国鹿島より。此三笠山に移り給ふ。
鹿島より白鹿に乗りて。春日に来りて。三笠山に。浮雲の峯
大明神。鹿に乗り給ふ。古記に詳也 浮雲社。本宮社之
本社ノ上ニ峯之
神鹿ある故に。奈良の大禁の第一とぞ伝ふ
同別会五師。御旅所へ公人
戸上拍手両人
若宮御殿へ。其の外に。神主の御案内あり。両人
両座の前にて。舞をなし。神主の御案内申上る。南都の旅
道具有る処の内にて。立ならびけふを答
子別 第二座
世別 第三座
皆初座ニ同

其後神宮寺の南乃壇下ニて。座ゞて藝能あり

一 若宮御神楽く御幣修をしまり。西の廊乃内ニて。神子ニ向ひ。て座て。藝能あり

一 廿六日。巳剋。若宮御出殿大床より御神木かざり奉る　御神宝常住経営用之
并ニ南方。男柱より覆面の紙二ツ結付る
御おの御用ニ。柳本若宮並典九十六ヶ山入丈ゟ当山そ日くニ行え

一 廿六日夜。戌の剋。旅所宿ニ催。烽起沙汰有之
裏頭討刀ニて。数人具興福寺。東南の角。大湯屋の内へ集会し。法螺を吹きまはり。なお大鳥居へ南の方山へ入り。細き流れをまひ行ての大鳥居西石檀へ

神主祝詞有之　神ゐる間を
一若宮禰宜　新主人・社家の兒・壇上なる居の前に・着座を
兩氣ゐるとが有座に着座し　御幣切載の後
神主祝詞并軾あり　神ゐる之有座の前に三度引
廻しゐる居まで引まげの祢宜請先。神主祝詞有之ぱが
きの前。富へ退く頭主人。神楽細縁に立ならび。神
楽ある向ふ。社家の兒へ神楽ありへル
神楽　乱拍子　八乙女あり
是より下向の儀は旅所にとかく。流鏑るの儀式なり
同日田楽法師　大宮御神前御幣備をし奉る

蜂起之圖
興福寺南大門
先陣法螺をふく
故實あるよし

衆徒
五重の塔
十一月廿六日戌之刻
宵之催蜂起沙汰有之

一廿六日未剋頭主人。春日夜宮参り影向松の下　同下部仕丁人

一の太刀　十振　　七　的持　七ツ時よりかわり同事

二の太刀　五振　　射手児　同

長刀　十振　　扈従法師　同

小太刀　五十腰　　頭主人　皆烏帽子　直垂大口　素袍薄袴　淨衣大口

神馬十足　尾髪子紙手にて結ぶ　　供馬　皆烏帽子　素袍　百疋之余

御幣　五色絹　年により三文七五枚かわり有　　右各馬上

雉子兎狸酒樽鮭鯛　大宮若宮へ献上し奉る　先達す

二の鳥居にて射手児頭主人下馬　大宮楼門の内にて弓持。

奉幣拝戴。神楽楼門にて社司請之。神前へ引込後、祝

能之圖
興福寺満寺僧
中門若僧
幣殿
頭屋の児
笛
楽頭
幣持
仕丁
赤衣
殿
笛
小鼓
大鼓
太鼓打
地謡
太鼓持

田楽法師
霜月廿六日
頭屋の坊にて
客殿
對屋衆徒
楽頭
幣持
仕丁
大夫
合浦
上土門
楽屋門
田楽法師
仕丁

一 刺貫　一具
三
一 刺貫　十二具
一 筆帷　十三具
一 裏縮　十五
一 鼻紙　十五
一 笛笠　一
一 太鼓　五
一 腰皮　五
一 日布　二丈
一 傘　十五本

二
一 平ノ水干　十二具
一 強帷　十三具
一 出腰　十三具
一 石帯　一筋
一 扇子　十五本
一 綾藺笠　十二枚
一 太鼓撥　十
一 高足　二足
一 足結　一足
一 紙緒　十二筋
水干袴帯ありて結ぶ緒なり

装束お。かざりとく

御湯　未刻　庭上ニて。巫女相勤ム

一日日別舎五師の坊へ願主人方。射手児を交名を遣す

一廿六日未明より田楽。頭屋御幣宮殿へ参る児二人満ちの装束仕

対屋、衣徳。中門へ白衣着僧。庭上へ仕丁列座　其後

楽頭幣持ち僧四人　新座本座の田楽法師。廿六

人庭上より二行に。床机へ。参集し。宮殿より田楽法師

そんで。よびかし。装束を新る

一楽頭ノ衣　一具　同重袴　　一御幣持ノ補佐

一御幣持衣　一具　同重衣　　一笛水干　一具

一九月日頭屋ゝ御幣の本ゟ翌九六日。田楽法師に給ふ。
本の。装束ずあまとかざりそく。巳刻。田楽法師。不残来り
銘々に。座を付とき。其後一献を祈り退出す

一同日。祭主人。右着ふよを力て。諸方より。献上の掛物
雉子 都合 一千二百六十八羽 兎 百三十六耳
狸 百四十三疋 塩鯛 百枚 斗樽 百六ツ 掛とく
右者上ゝ歴ゝの御方。大和国中大名并給人方より。御献
志あり 多少あり委ハ略ス
五色之絹御幣 七五三なの白御幣 春日神人 奉之 臺。新
献菓子 を手に盛りの甲冑 野大刀 弓矢 的

献菓子
の武具
願主人

御湯の圖
大宿所 遍照院といふ
願主人精進屋
凡 雉子 千二百余羽
兎 百三十六耳
狸 百四十三疋
きぢ
うさぎ
たぬき
薬医門
巫女
いた塀

一二十一日　頭主人方。諸役人残らず。大君所へ。相詰め精進入

薬醫門を建て注連を曳。觸穢を禁ず

一領方より。獻ずる所の雉子兎狸など

御奉行所よりも。御役人　并　頭主人吟味し請取

一廿四日田楽頭屋にて。五色の御幣調え　役人別火

廿五日。暁天御幣。出来で役人捧し奉る役人ハ。学侶の内。ね勤む

一同日　新坊にて。衆徒一獻あり。頭屋へ仕丁を遣し

一同日田楽法師残らず新坊へ来る　田楽法師補任ハ。衆徒より勤る

御奉行所へ　衆徒毎人参らし

一馬長兒の頭人五人。学侶の内次第を以勤む　委ハ松の下に記あり

御殿ハ祢りの出。奥芝辻町より。古例として。出ハ疋田村の山にあり。一町余乾の方　毎六月廿一日。奥芝辻町より彼所へ参り。不浄を禁し玉ひ。社家勤めあるよし

一、右ハ旧例より。備役人。諸式些少の物といへ共。他国其境よりも。滞りなく。持来り。相勤む　事繁多なる故略之

惣じて御祭礼旧例ありて。かくの役儀。用物。まちがひ。あるまじく候。

不残。下行米。於下而頂戴之

一、今春。金剛。観世。保生。右座にて。御祭礼。薪御能。相勤候

観世大夫。近年御能免有之

右　作者

役者ハ入り。旅宿ハ町宅。年々相勤る

御旅所御殿作事
御殿松六十四荷
七郷十六町より寄
御薦三十六枚
生駒谷村と
年籠りよもちまゐる

一中旬　別當五師より。祭礼行列の次第書を認め。諸役人へ
尊當相渡しなり　御奉行所へハ。仕丁ゟ遣し
一十六日　預主人　春日社家　賀茂　右同所　右禰宜方より
直ニ春日菊之座へ二夜三日参籠
一十七日　興福寺。衆中より。田楽頭坊へ。書状贈り
一中旬　十七八日　田楽頭坊にて。一山の僧侶會合し。諸事評定相
済。其後。饗應雑藝狂言等あり　流鏑馬児子日ノ圖略之
一廿一日　御旅所。假御殿并莿座等。御作事有之。春日座
の大工。其外諸役人　御奉行所。役人惣理の為目代
乃下奉行。木寄等見分ある

一十一月朔日隔年ニ頭主人法貴寺村 三リ余未の方 天満宮へ社
参 粢米右同断 但頭主人の内。ゑ谷川黨并。参詣す 委奥ニ記
大宿所ハ頭主人の精進所ニあり 餅飯夏町ニあり

一同日頭主人 春日社参 粢米右同断 仕丁一人先達 尻口の案内
神前作法ニ 御奉行衆の御師の。祢宜方ニて饗應ニ

一同日御奉行衆より大和国中。御領大小之給人方、
雉子 兎 狸 等ハ。其以前。大名衆役人へ相届して上ル
御祢宜漆り之人馬之義ハ。廿五日ニ奈良へ参着可致
様旨。御觸状有之よし 觸様の方へ申参る

一同日 田楽法師新座。本座より二人て。編木。太鼓。高足
指参致し。所座の坊へ至る 田楽法師。奥ニ記す

へ遷幸す

一九月朔日御旅所縄棟在之

春日座大工一﨟 風折浄衣 十六人 烏帽子素襖 着用し相勤む

東西五間代の下奉行ある取立る。御殿へ囲繞縁

を。これ末々の大工まで。囲繞を取り。献あり

凡て春日大工の外。毎廿一年目。御造替凡三年の間。

大工諸職人。末々まで。不残。烏帽子素襖着し相

勤む。

一十月二十九日願主人三人。御師 禰宜人内三人。射手児一人。大宮若宮

示へ参り。翌晩より。立田門へあつまり 回り神方 垢離行ふ る上七七 風折大紋 不残

九月朔日御旅所
御縄棟之圖
大工一﨟
大工十六人
修理目代の下奉行
木守

一六月朔日衆徒新坊に集會し。田楽頭坊へ仕丁をさし
御奉行所へハ。衆徒両人参りし
衆徒ハ。御祭礼薪御能。舊例を。守り掌り。沙汰を
致。妻対の儀。打刀を帯　新坊ハ。衆徒集会の坊也。
興福寺内ニ有

一八月十一日。御旅所。仮御殿并諸仮屋の用木。大和
国中。十五郡の内。吉野郡をのぞく木役也年々所を替伐之略則南郷
御奉行所の役人并　東修理の目代成身院　西修理の目
代徳蔵院　春日座の大工。杣十人。木引。役人共。桐を
所々廻て。木を改伐させ。其後在々より。修理目代

定之圖

流鏑馬
毎年六月朔日
興福寺別当
の五師乃坊より
おひそ
御祭礼
幸ちうじめ

定として祭礼するやうに見え。両山會合し當年明年田

楽の役に當る。相當り。安清へ書状を付る。それ軍勢を

人等も。舊例にまり給。九月十七日當寺に於て。

交名に應ずべき旨。當番承り。定の状を。相渡す。

仕丁ら觸る。沛奉行の人も。散在刀祢等と申し。名當の

書状を。仕丁持來し。玄關にて。番僧請取りし

事済て後。一山饗應。能藝狂言等あり。猿樂勤

五師とて。寺僧五人を撰んで。一寺の事を掌しむる。供僧

あり。一年替りに別會を依とす。次座を権別會と云。

専當ハ中綱なり。妻帯僧く　仕丁ハ五人　俗く

一保延二丁巳年九月十七日子剋に御旅所に御なし奉る
元文五庚申年まで凡六百年余
是より毎年九月十七日に行はるといへども故障有て月
日の替り行り又去年今年と合て一年に五月十一月両度
有しるも有り　略す　慶長二年より以来十一月廿七日
に定りましす　其後は記す　又元禄十一年大雪。如常行る
正徳二年十二月廿七日に行ひ。廿八日後の饗翫免
又後の饗。西天にて廿九日。又十二月朔日に有しる。
又元和元年廿八日。子剋に神りしる　委略す
一毎年六月朔日。興福寺別会の五師の坊にて流鏑る

# ○春日若宮御祭禮略記

夫當郡春日若宮御祭礼ハ人皇七十五代崇徳院の御宇天下大飢渇ニ年打續き又大疫病ありて人民悩み死する者多し竟ぬ是に依りて時の関白諸性寺忠通公此御祭礼の大願を起し給ひき天下泰平五穀豊饒人民快樂ならしめんと祈誓り忠通公推くましゝ時春日祭り（大宮祭りニ毎二月十一月申日勅使上卿）御參の使をせさ給ひしかす旦當社は崇敬のある續世繼物語よりなり

# 春日大宮若宮御祭禮圖　下

刀玉の曲
笠に脇差刀玉のせきょく
高足の曲
同
田楽一座 新座と號す事右本座に同し略圖
右稠淵諸方同時に退散して仍勇氣少なかりし
松の下渡り相濟

但一﨟法師ハ
五条に白菱の丸
紫縁のぬひ付紋
右ハ五寺中

二﨟法師
金襴の装束括袴
花笠木履にて
笛の役

三﨟法師より
一﨟法師と
同じ装束
菱の丸紋なし
委ハ南大門行列にあり

二﨟法師

田樂法師一座
本座ト云 十三人
五色之幣
影向の松に向ひ
偏木 刀玉 高足の
曲有り
一﨟法師
段子の袈裟指貫
綾藺笠偏木役
一﨟法師
樂頭法師 二人
幣持法師 二人

百卅本　郡山　松平甲斐守

前後役人諸士行列如右

五十六本　藤堂和泉守
行列同断畧圖

三十本　植村右衛門佐
同じ

六本　柳生但馬守

十五本　織田下野守
右皆同じ

三本　桑山甲斐守
同源七郎

二本　桑山猪之丞

十本　片桐石見守

三本　奥田信濃守

三本　藤堂伊豆守
同勝之丞

九本　神保主膳

六本　平野権平

五本　織田伊賀守

百六十本　御蔵

右
長柄

郡山諸士
右長柄
馬おしの場より
東へ
南小
東側ニ
立ならぐ
流鏑

●馬場役
八人
右十一騎
南大門より
直に
大名居に
馬上し
此所をまつり
休幕
居に入ル
百三十本

頭主人三人
白張烏帽子
此所を通す
御師三人
是より
郡山
長柄役人

中太刀
五振
同
五振
小太刀
五十腰
小太刀二腰
警固一人
柳生但馬守

右郡山

次ニ

○伊賀国城主の馬　大和国ノ領地あり　多少あり

十三疋

前後役人右郡山同断

次ニ

○當國高取城主の馬　右同断

壱疋

次ニ

○當国小泉　右同断

壱疋

將馬
皆馬出棹より東の方へ退出
是より
郡山城主のる
四十口と
前後役人

乗込馬百三十三疋
大和大名甚介領地
夏原よりおる烏帽子素襖
るおし揚より南方、
退おそ　妻ハ南大門行
列よ成り

随兵五騎
従者ハ五六十騎宛有り
張弩一張
扈従も有り

射手児
殿より後
御旅所迄
流鏑馬
檜の組笠
握と緋三
方よ垂る

麻の皮の偏を付る
弦袋を持
後備を隨て
扈従す
後備南大門
松の下まで
あるより行渡る

預主人
的持
八人裏表ふ紋あり
預主三人御所三人弓場役
妻ハ南大門行列ニ有
的数
射手の兒の数
七人
五人
三人
五人と年ふ紋りあり
是より東南の方の山の内
休幕居るなり
張替一騎で
継ふ後よ下あり
是より葛笠
赤き水干
金役

競馬五雙 真福寺三綱より出る青赤の装束
近代馬出しハ此揃より右の二方へ
退出す委ハ南大門行幸に
有り

84. MORIGUCHI, NARAKICHI. KASUGA-DAIGU-WAKAMIYA-GOSAIREIZU (Festivities of Kasuga Shrine, Nara). 3 vols. in one, 7¼ by 10½ inches, wrappers. Profusely illustrated. Japanese text. Reprint. Nara, 1921.

猿樂一村　影向の松の前にて
弓矢祝言　開口　脇　祝言　大夫
舟之祝言　今春　金剛
近年觀世一座御赦免　觀世　保生
委ハ南大門行
列は三座の内より毎年二座づゝ相勤
あり非番の一座も控
をかかく侍る

馬長兒　五騎　興福寺学侶より輪番にあると
兒わて笠は山鳥の尾をさし。五
色の。細き紙を付。又錦の袴を
の狩衣遊繧赤地金襴に取る指貫後ふ。牡
丹の造り花を肩に○志人にて。
太童子。白張。金の源ほ蜂。赤麼を
持。南大門にて。輪番の。假名。僧官
と名乗る○又二人で。龍を裁を。
白張。夜の毛の紋。作は五色の。短
冊を付。腰に
木履一足で
付る一ツ物とふ

細男 六騎
影向の松に向ひ
笛鼓にて音楽
なり
白張
烏帽子
泥障かし

郷神子
御笠
若宮拝殿の八乙女
時まうり人数多かはり
手前ハ南大門行列有

横井村
八嶋源宮
索良巫女

陪従。伶人二人赤き袍冠の左に山吹の造り花をさす

影向の松に向ひ。る上にて笛篳篥にて音楽なり

# 日使

黒き袍冠の巾子ニ葵の造り花とまとふ
関白殿より其日の御使とお勤まより日使と云
古しへハ関白殿
御勤のよし今ハ南大門
行列ありり

# 十列之児

古へハ殿上人五位中将ニ勤し由
今ハ伶人口人冠の花ハ桜の造り花と
かざすなる小泥障かし　華表の袂
暇の装束皆解き

白布長さ五丈余
雨下ふも泥上を引

松之下渡りの次才

大鳥居、入り東、
以藤森え渡ル

梅白杖

祝御幣　白妙

拍手　公人

赤衣
欅襷掛ル

戸上　公人

同

之圖
影向の松
寺僧
寺中
頭屋の児二人
氏子衆徒
御奉行
東
是より東へまたい馬の役者
法服
東当
白裳
表袴
白丑条
仕丁
放人
赤衣
猿楽一座
是より東
松之下手則

松之下
南
郡山家中
伊賀家中
高取家中
小泉家中
御奉行馬
願主人
十一騎
是より西
大名馬
西
是より西
大名やり
野太刀
馬長児
一乗院宮御さじき
大乗院門跡御さじき
興福寺巽門
北

○松之下渡り目録　十一月二十七日未剋

祝御幣

十列兒

日使

陪従

神子　八[illegible]源宮

郷神子

奈良神子

拝殿八乙女

細男

猿楽　二村

馬長兒

競馬

射手兒

随兵

乗込馬

将馬

野太刀　中太刀　小太刀　長刀

願主人

数鑓

田楽　二座

繁く。我のまなびくさ無かりしぞ。又其齢

またふ古すに及びて以人ども。私に撰び廣る人

もろくされバ。年来君孫志し毎る友故も捨がて

く。又志も世がなし。今ハ人の勞をおもひかへりみず。

凡學するものの及ぶ猶虎ぶを正し。而して其の有

羨咸自ら屋に写し年ね。形くハ見る人年比非

と捨て。志をゆるしなされると

享保庚戌孟冬日

蒼淳叙

是春日祭りハ。毎年二月と十一月と申の日。勅使上卿参議御参向ありて。規式いと多けれど。一向に知る事を不得ぞ。只見物の及ぶ處耳圓く
若宮の御祭りハ。六月に始まり。十一月廿七日に。清明時より執行。数年を経ざれを見物しぶらし。よつて委しき事を知らざる人。又ハ古人の累年尋ね聞事といへども。寧

# 春日大宮若宮御祭禮圖　中

若宮神主。一家の秘説とて知らるゝよし。長保五年三
月三日。二三の御殿の間に。ゆりゝりきて。見え給ひし也。
時風五代の孫。中臣連是忠。三の御殿に移し祝と
奉るより後。百卅年を経て。長承四年四月廿七日。時風
八世の孫。祐房。別殿に。御殿を建て移しまつる。今の御殿是
内院に。小社二座あり。南に一座。手力雄神 北に一座。通合神
抑通合神ハ。中臣祐房朝臣の霊社也。祐房。若宮を移
し奉りて後。仁平二年十二月廿四日に卒して七十七歳
経て。治承二年。神託ありて。通合神と崇め申也 春日記

殿之圖
拝之屋

若宮御
三十八社
手水屋
金龍殿
後醍醐天王皇居跡
おかぐら

其後社司神前に座し神器をとり下し神庫に奉納り
御神殿の御戸を奉鎖り　各退出す
戌の日　小祭りとて直会殿へ禰宜集り神酒給はる
御幣并逆鉾などを以て分捕などちいさき形に作り其へて
神殿并小社の居までことごとく賤ふて僧へ集る

春日大宮御祭禮七ケ日終

住昔ハ申の夜。巴の冠にて
神馬を牽下部なる故よ。
強盗多くとりしそれ神器をとり納置よし。元和年中。おゐ
てよし。そ比まで古老乃神人へ尋ねより尋ね向ひ中尋
ねがんざうふくとえ並よりおたるしふ。故実くといひまそ去る
記家次第に望人のみあり

上卿辨。御上洛。近年まで御旅所　此屋りまで
板とそのしを西へ西方寺ふ。
西の垣へ入り歩人そ所出。是より西へ。二の鳥居通りへいる。その右の北方

有之。西郡酒を加ふ　柄杓。近年ハ時ニより。瓶子ニ用

古しへハ上つ府の楽人ニ給ひて。大和舞を奏すと。今も

給付られし。宮中のこゝろなりしに東遊もありし

外記史　文杖とて一通の書を。木の先ニ。さしはさみて

上卿ニ捧ける　上卿御被見　古しへハ日つけの糸を冠の

弁　巾子ニかけたりしより

上卿弁　宜陽殿を初のごとく退出あひ。作合にいれたてまつる。

庭上御棚の跡ニ。綿二把。ならべ置台にのせおく

上卿。下部へもとの官人　京都より参向　綿も同京ニ下ル　上卿の内肩へ

綿をかけたまふ。　上卿。地上ニひざつき。御頂戴あり。退出せらる

葬　御門前

是より慶賀門をくゞり。二の丸着。宝殿より御初輿にて

御下向　翌朝ニ上洛。二条通りより。姫越

近年ハ今の京店にて采女ハ従三記

上卿弁。円座を取て。庭上を退き給ふ

神主之。たる禰宜。正禰宜。各冠。そのうへ闕腋袍

着し。稲垣を引廻らし内にて騎馬あり。是着殿ノ前なる

江家次第ニ馬寮使。馬寮廻御する八廻。是着殿。神馬の遺風なり　皆木綿鬘着る

此次馬寮廻之。近衛府使。令東遊使ニ着直會殿

略　次陪従舞　略

上卿。弁。又作合して。釼を帯させ給ふ　是より

直會殿着座

上ては東の軒下を通り。北の方よりして給ふ。

南向に着座

弁は南へ廻り北方この方より。東向着座

博士は東の軒に。燎を焼く

此時幣殿の西。幕の間にて。ちかち。土器を。それぞれ臺にのせ。土器

の内へ酒の柄杓を入。土器の中を。松明の火先を廻らす。酒の

神主。正預。禰宜を下し。土器を神主奉り。御酒　九献式

神前に備へ奉り。庭上に降りて着座

上卿ハ幣殿東より第三の間の庭上に着座あり。敷皮あり
弁ハ同第四の間の庭上に着座あり　掃部寮薦莚を敷く
古しへハ近衛使などもあり。此くだり加ハりしよし

第二の御棚并案の上の棚に移さるゝハ。社家役人奉る　一二ノ御殿の前に移一ツ
三四ノ御殿の前に移一ツ
上卿。弁。各つきてのち。役人又の内。若宮氏人をもて之ハ此くるまよ加れし

天子の御幣　宮幣と云　上卿　奉幣す　神主請て神前へ奉ル
関白の御幣　長者幣と云　弁　奉幣す　正預是を取て宝前へ奉ル
神前。献盃。何れも神主正預是を勤めけり。神主冠の巾子にハ木綿四手　非人紙燭をさゝぐ
古しへハ内侍も。流されんとも斯ありし

御神前。式。祝詞。神主退きて。稲垣の西乃方にあゆみ　木綿四手を
神主を仰ぎ。又上卿へ向ひ。手をとるなり　とさゝる

# 祭禮之圖

第三度
神馬五疋
社司
勅使
仕丁
上卿の座
勅使の座
あんごの庭
随身
幣殿
直会殿
九献盃有て其後あんごの庭にて儀式有之終
社司
勅使
上卿
外記
榎戸宮
上卿
勅使
召使

春日大宮御
着到殿
第二度
上卿
外記
史
随身
初度儀式
一の鳥居
車屋殿

江家次第ニ略 使ニ来集列見辻ニ上卿率弁氏人等

参向ス、 列見辻ハ今の六道り ちかく文字見る説ある男子記そ

東屋殿にて 輿より下る 上卿 弁 東帯 仕丁数人御迎に お先参列も

先稜戸社 瀬織津姫也 宿さゝを新る 大膳職よりさんをまつる葉 遊の御座とまうく 西へ着

座あり 大膳職より御棚の御供とて足る黒木机

神主参り神祇官大麻にて祓ふ。又覧縮をあらためなり

着到殿へ入らせ給ふ 上卿ハ東の方より。弁ハ中屋の軒に

小西へ廻り妻戸より入らせ給ふ 日記座をまうく。上ハ西向 弁ハ南向

外記史。参りの役人着列となるべし

其より下ハ度の鳥居より慶賀門又北の山門より参る

又桐從騎馬 略　又長者殿御馬 略　申日着梨子原

梨子原在二條大路南自本府儲七間萱葺屋
屏風冷笠等自京都相具之件梨子原者上古為
近衛府領地故也　今宿院所と梨子原所とうり 別委記

申乃日

大宿所の 夕方　御神殿御戸ノ開きまゐる
榊立ある

神器を寳藏より取出し。神前に渡しまゐる

御太刀 五　御鉾 五　御弓矢 五　御馬鞍鐙 一 是ハ稲垣に掛る

内御太刀御鉾御弓矢一所宛
若宮御殿へ供へまゐる

上卿

御参向　行列　如木二行よ。松明を灯

御輿あて。御ちまくにて　雑色相從ふ

弁以日前

供奉の随身数多召つれまいらるゝ

己の日祓　夕方　春ノ祭ハ神主衣冠を着し。冠の巾子に木綿　冬ノ祭ハ正頭

四手をつけ。榊に麻にて。幣殿の。東の間より神前に向ひ

てんごの木乃本にて。おな石をさらふ。修祓を備へ此所をてんごの庭と云

壇下の西を住吉の下乃庭と云。　祓ある。禰宜紙燭を持て

今ハなくててんごの庭とさらし

す。社家禰宜祓にあつ

午の御酒とて酒肴を備へて後。社中禰宜以蔵を

未の饗とて。神主より職事とに。神人に下知し。一の井川の

真砂を持せて。小社のあたりにまきてまわし毎

上卿弁京都より御下向。社家方に旅宿あり

社家出仕。當日上卿先着宿院饗応催諸司使内侍等

弁乳母集
一とせふゆのまつりに笠山にてちとせとそれよみけるとこそきこゆれ　常陸
法性寺殿おとゞ忠通公のおさなくおはしし御時。春日乃
御まつりのつかひをさせ給ひしに。内侍周防のもとよりおこす
行事の弁たゞふさにとらせける

続世継
いのりけるもかれしと笠山にさしてことぶきのまつりぞ千代のためしを
此大臣成長の後。当社御造営の余り若宮御祭礼
の大願と称へしめし若宮の祭礼はじめられし
辰の日より戌の日まで七ヶ日の間なり
辰の刻おとそ。南にて新宮方より出下殿　山人入り榊
の枝どとり東り酒殿。祭酒造るなど　おまそ榊の枝をうち
圓廊の西にて

神供領五千三十石余　同社家方。千五百五十四石二斗余
外ニ燈明領祢宜方千六百五十一石八斗余
毎二十一年目ニ。御造替料現米。弐万石出ル　御造替ニ年ニ
して成る。これハ工匠。檜皮師。鍛冶。壁塗にいたるまで。木挽等
まで烏帽子素襖にて。勤む。正遷宮より。十八年目。催す
は一年こして正遷宮なり
春日祭とハ大宮の御神事なり。二月霜月。申の日。一年に両度あり（初申式日也故アレハ後申ニ之）
勅使上卿。諸職人にいたるまで。御供物まで。京より献上あり
此祭ハ。仁明天皇。嘉祥二年。九月に。中臣秀基。初て奏聞を
経て済。清和天皇。貞観十一年。十一月九日庚申初て祭る

廻廊の西側に門三ツあり　南を慶賀門・勅使門といふ也
中を清浄門　水屋社神前　毎四月二日より五日まで有之後。禰宜催ふ
能芸お例中にあれ。毎ちるよくへば此門の階石をもふし。お勤
この神は世の中。大疫病よろづやまひある時神前に参りし給へ
忽ち霊験ありすとぞ。元和九癸亥年四月五日。能之表。喧嘩ありて及
刃傷一事は別に記ぞ
小ト門伺門　敷居より飛ありて。俗に古し。春日祭の時。内侍参
向の車乃通りし跡とい
甚外名所記にくはし
毎月朝夕御供調進し奉る。社家禰宜お勤。爰に云旬　朔日十一日二十一日
五節供御音楽参りて。承に。臨時の御供有之て。楽人数多お勤
舞人数ばよりに有之といへども三管　篳篥　笛　笙　をもちゆるなり
世に鳴物多き御傳所にて雅楽といへどもお勤むるなり

されば神感のあらたなるや。附かりね自最の花鏡ゆ諸人の仰きえりぬ。又枯れたる木のごとく音楽とかりし

陪従神楽。天和二壬戌年十一月廿一日より七ヶ夜。執行なり。長者宣あり。勅使兵部堂上之人。地下十人。内蔵寮二人 笛二人 各大曲 本拍子一人 末拍子一人 和琴一人大曲 付歌二人 人長一人 辞曲あり

是は其年五月。当山之木。枯渇為祈謝之料ハ毎年是なし。神楽よし。

直会殿 又八講の座といへり。法花八講。修せらるゝ堂なり。

御八講 寛文十二壬子年十二月五日より九日まで。

一乗院宮 御修行有之 採菓汲水の儀式ありし。往古は年々御修行ありしよし

八講屋に。潤色。系統の諸人にゆかりあるなり

神宮寺 神主の宿の方に。西向なり。御造替の

節。興福寺唐院の僧。沙汰しけり

影向之。天神岩窟。天岩屋に籠らせ給ふの時

岩戸を太玉命と共に開き給ふ御神之

女大神 又伊勢の宮。内宮の御神ま

之由申し傳ふ

第四御殿

春日大明神 嘉祥三年九月正一位を授けまつり給

ふ。勅使ハ。藤原助朝臣也

幣殿 又舞殿と名付るハ。春日祭の御使。奉幣を

行ふ所也 又陪従の神くら。宮こて。奏楽せらるゝ

處ゆへ舞殿と云ふ作り合せの殿なり

# 明神社之圖

春日四所大

あそび。秋乃月をあふぎ給ふ。秋津洲のうち。山
野ハ花ハなけれども。月の光も三笠山にさへぎらず。花の匂ひも。
春日野に勝れたる所ハ。この花月をとりてあそび
給ふと。香取平岡の両神に申されしかば。神すでにとしぬ。
冬の影向し給ひてより末の今に。霊験とゞまりて創参。
目出たかりける

春日四所大明神

第一御殿　武甕槌命　常陸国鹿嶋より御影向

第二御殿　斎主命　下総国香取の明神なり

第三御殿　天児屋根命　中臣祖神　河内国平岡より

かけまく。第四の御殿(こてん)は。跡(あと)をたれたまふ。あれまして。
御裳濯河(みもすそがは)の流(ながれ)を。千秋(せんしう)のかずをとうりへく。九五の位(くらゐ)
なだやうに。御笠山(みかさやま)の嵐(あらし)。万歳(ばんぜい)の名をあらはして常陸(ひたち)
のまもり。なりし。その源(みなもと)をたづぬれば。むかし我朝(わがてう)悪鬼邪(あくきじや)
神(じん)おほくあれ狂ひて。都鄙(とひ)やすからざりしかば。武甕(たけみか)
槌(づち)の命。是を鎮めされて。陸奥国(むつのくに)塩竈浦(しほがまのうら)に。あまく
だり給ひ。邪神霊威(れいい)におそれまて海つまそ或(あるい)は
まぎれより。或はあらそひたてまつる。其後常陸国(ひたちのくに)
跡(あと)の社(やしろ)より。藤原(ふぢはら)よりうつらせ給ひ。つひに神護景(じんごけい)
雲(うん)二年の春。御笠山(みかさやま)にうつり給ひて。春の花咲りて

夫(それ)春日大明神ハ當朝(たうてう)の宗神(そうしん)にして。鎮(とこしへ)に四海(しかい)安(あん)寧(ねい)と守り給ふ。天津彦(あまつひこの)天皇ぢしろしめして。葦原中國(あしはらのなかつくに)を治給ひし時。邪神(じやじん)多く起なりしかば。天より寶劔(ほうけん)と掲げてこれを遣し。大汝命(おほなむちのみこと)事代主(ことしろぬし)命に。天照(てんしやう)大神を。あやぶみなりしに。經津主(ふつぬし) 香取(かとり) 武甕槌命(たけみかづちのみこと) 鹿島(かしま)等(とう)追討使(ついたうし)として。兩神(りやうじん)まゐりし時。国をおさむる君をなる。天岩戸(あまのいはと)をおしひらきそ。六合(くに)のとこやみ晴。てらし萬民のうれへをやすめ給ふ。則天照大神兒(こ)屋根命(やねのみこと)と合殿(がつてい)の御契(ちぎり)あつくして。伊勢太神宮是。

# 理之圖

南都地
大和國添上郡
是より西添下郡
東九条村
西九条村
八条村
九条村
七条村
六条村
五条村
すが原天神
三条通
大門
小

都を元明。元正。聖武。孝謙。廃帝。称徳。光仁
七代なり桓武天皇。延暦三年。十月二日。山城の国。長
岡に。遷し給ひ。又延暦十三年。十月廿一日。平安城に
うつさせ給ふ 奈京の京より添下郡の東北隅に帝城を えさせ給ふ添上添下平群をなべて南都と云
春日里とハ。かしこの地。長閑にして。天気雨も和くより
安しかり。洪水の憂もなく。かれハ温く。花ハ多く。風
景春の日のごとくなれバとて。春日の里とハいへり
是より奥に。明神御影向の時も。月花の詠めも。かぎ
りなきにまされバとて。此地に宮居をトさせ給
ふ。御影向の後。益々長閑にして。大明神御加護安ハ篤

大和国は。畿内の国也。第一にをかれしかども。平安城に都を移し給ひて後。代明天皇二年に勅を下し給ひぬ。山城国を第一と定め給ひしとぞ

續日本紀
又都に對して南京と云

奈良とは。崇神天皇。十年九月に。武埴安彦と妻の吾田媛と。国家をかたむけんとせしに。爰に。五十狭芹彦命と。大彦。彦国。三人をつかはし。輪韓川（どミ川。又泉河 俗に木津川と云）にして。戦ひ。敵乃軍破れて。安彦是殺を。おそり。則兵をもつて。ひまに軍兵集り。ほころびと知て。草木を。ふミならしけるより。ならしとぞ。奈良の京とは。当国菅原宮より。なりしに遷し也

# 大和國添上郡南都地志

大和とは日本の惣名にして。分て云へば。一國の名なり。山を住家とし。往来の跡。とまりければとて。又山跡とかきて。山とより和して。又そのかみ。人跡ありしこと説々多し　饒速日命。虚空見日本國と。名付しとぞ

添上郡は　十五郷の　日本紀に。成務天皇五年秋九月諸國に令じて。國郡に造長を立て。縣邑を定めし。建内宿祢。定賜國々堺。日本紀に孝徳天皇。大化二年。畿内の國を定め。郡の大小をも定め給ふと嵯峨天皇御宇。弘仁十三年。始て六十六州とある

十六日田楽法師頭屋坊より行ふ所の衣装装束ハ一十度能芸有之

同日願主人春日ゟ饗膳行るの事

同夜酉刻衆徒宵催蜂起の事

同丑刻若宮御旅所へ御神幸の事

十七日南大門行列并交名或く委此所に記す

同未刻松の下渡り　別巻に有之　悉御旅所ゟて或る

御旅所において猿楽埒を切る　日使奉幣之る

傳供御供後進　并流鏑馬　舞楽　相撲　其外式て

同夜戌刻御還幸　十八日御旅所ゟて後日能猿楽興行

田楽法師本入并立合舞有之　頭屋坊より大体幕居

一　三屋社毎年四月二日祭礼并能芸　社宣方相勤

一　御廻社毎年九月朔日行る舞楽　順列之外別記有之

目録の外安倍人へ[illegible]
倍従おかしき[illegible]
知る人の所へをまつ

春日大宮若宮御祭礼目録圖あり

一春日四所明神三笠山に御鎮坐并奇瑞之事

毎朝御供之事　三旬五節供音楽の事　鹿并大垣の事

御造営之事　陪従神楽の事　山本望人事

御八講之事　延年舞の事　常楽会の事

○春日まつり　毎年二月十一月申日　勅使上卿御参向并諸職あつまる

薪能之圖　せんざいまるかし　同　若宮神事お旅之事

一若宮別殿にて舞ありせ能の事　神楽の事　御祭礼神事之事

六月朔日流鏑馬之事　御旅所御用木の事

九月朔日御旅所縄棟の事　十月晦日影之人龍田路難の事

十一月廿一日より大宿所にて雉子兎狸設候の事

御旅所假御殿造営の事　廿五日大宿所にて湯の事

あらはしぬは若宮御祭礼。松の下渡りの前後何ゟ耳目の及ぶ所。古ゟさんとあれども。其々の繁く。まこと独身自楽。人の身をけがれば。世のいとまなきに隙なく七十に満ち。余がなすまに雑ろごと。又志しを。及故に残しをりん事をうしに。清書し。かぎりなきとやせん。又指の筋とやいわん。願くば。見る人の正しわりんすべ。自述自書に也ね

寛保二壬戌年五月上旬

七十翁茂博叙

春日若宮御祭礼。毎年式々。厳重に行はるといへども。前に図畫せる人もなければ。世に及び。伝ることなし。松の下渡りの図。一々畫き出し。て万ねん人の為め止さみも及べりしとぞ。又大宮大明神御祭礼毎年二月十一月両度行はる　勅使上卿官人数多御参向御前祭式々有しといへども。都のうち知る人も少く此大祭を知る者まれなり。然れ大内より執行なる儀式まで。知るものなりしぞ。只我見の及ぶ所。畫き

# 春日大宮若宮御祭禮圖　上

この書は、往にし享保の年より、寛保の年頃にかけて、一度、世に刊行せられたりしが、其の後は、版木を、春日神社に秘藏して、發兌することもあらざりき。さても、我が　東宮殿下の、今年三月の初めつ方、軍艦香取に召させ給ひ、鹿嶋をも從へまして、遠く歐洲の國々に巡遊し給へるは、實に曠古の御盛事にてありけるが、殿下には、大御身健やけく、武く勇しくて、慶たく事竟へ給ひて、九月の初めつ方にしも、元つ大御國に還りつかせ給ひぬ。さて日數たゝぬ間に、やがて、伊勢神宮を初めて諸神社に詣で給ひ、其の十二日に、我が春日神社に參拜し給ひつるは、いとも畏く尊き事なりけり。されば、この御事を記念し奉らむとして、今度、この書を再版に附し、謹みて　天覽台覽に供へ奉りけるが。時は十月の下つ方、春日神社の境内攝社とます若宮の社の、本殿遷座祭を行ふに當り、宮司水谷川忠起の君、主典千鳥祐順の主の、勤續奉仕五十年の祝賀式をも行ふことゝなりぬれば、其の重なれる慶事どもの記念にもとて、更に四百部を增刷して、春日神社に因みありて、遷座祭に力を致されたる人たちにも、各一本を頒ち參らするになむ。

本書を摺り立つるにつきては、春日神域内なる浮雲の井、橋の井の清泉を汲み合せて、之をその料に用ひしなり。

大正十年十月廿一日

春日神社禰宜　森口奈良吉

謹みてしるす

三版をものするにつきて

本書の再版は既に寄贈しつくして、不足を感じぬれど、敬神の念深き人、研究の心篤き人々より、一本を分ちてよと望まるゝまゝに、更に三版三百五十部を刷り出でて、その希望に應ずることとなしぬ。

賜天覧

賜台覧

# 春日大宮若宮御祭禮圖　全

春日大宮若宮御祭禮圖　全